

(秋提案)平成27年10月6日(火)～10月30日(金)

提案主体の氏名又は団体名	提案名	事業の実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
広島県	広島県ビッグデータバンク創造・活用特区	広島県	<p>【ビッグデータの収集・活用促進】</p> <p>ビッグデータのビジネスへの活用が始まっているが、個々の企業でのデータの収集・分析には限界がある。広島大学、マツダ等が取り組んでいる感性COI(人の情動を脳の反応として可視化し、商品やサービス開発に活かす取組)を核として、人の脳情報である感性に加え、様々な企業等が保有するパーソナルデータなどのビッグデータを大規模に収集し、それを価値ある情報として整理・分析する仕組み(ビッグデータバンク)を構築する。また、その分析をもとに、一次産業から三次産業まで、広く様々な企業等での新たなビジネスや商品開発等に活用する。</p>	<p>ビッグデータの収集・活用促進、創業支援及び高度人材の集積を推進することにより、ビッグデータのビジネスへの活用を円滑に進め、イノベーションが連続的に生まれる環境を構築し、魅力ある雇用・労働環境を創出する。</p> <p>具体的には、開業率について、平成25年度時点の4.0%を、平成32年度までに10.0%以上に引き上げることが目標とする。従業者一人当たり付加価値額についても、平成24年度の452万円を、平成32年度までに、約10%増の493万円とすることを目標とする。</p>	<p>個人情報取扱事業者のうち、学術研究を目的とする機関やそれらに属する者が学術研究の用に供する場合には、個人情報保護法の適用が除外されるが、研究開発に参画する民間の研究員は適用除外されない。共同で研究を行うに当たって、所属の違いによって情報の取扱義務に差があることは、円滑な研究実施の課題となる。</p>	個人情報保護法第76条	特区において実施するビッグデータの処理・分析等に向けた研究開発に参画する者(民間の研究員等)について、当該研究に限り、法第4章の適用を除外する。
					<p>個々の企業が保有するデータをビッグデータバンクに提供するに当たっては、当初の目的から変更する場合、オプトアウト等の措置が必要になるが、事前に第三者への提供を目的としていない場合はオプトアウトの措置が取れないことになっている。また、利用目的の変更については、「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。」とされている。また、利用目的も「できる限り特定しなければならない。」とされている。多様なデータ同士のクロス分析により新しい閃きを得るビッグデータ分析において課題となることが想定される。</p>	個人情報保護法第15条第1項、同条第2項 個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(平成26年12月12日厚生労働省・経済産業省告示第4号)	特区において実施するビッグデータの処理・分析等に向けた研究開発が容易になるよう個人情報の提供に係るルールの明確化や当該条項の柔軟な運用を行う。
					<p>ドローンの活用により有用なビッグデータの収集が進むと想定され、現在、国において航空法の改正等のルール作りが進められているが、電波強度・電波帯の緩和などの課題が解決されていない。</p>	電波法	電波障害・混線等の生じない範囲で送信出力を増大
					<p>【規制改革メニューの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置 	国家戦略特別区域法	創業間もない企業等を中心に雇用ルールの周知徹底等を図るための「雇用指針」等を活用して、創業者に対して高度な個別相談等を行う「雇用労働相談センター」を設置
					<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップセンターの設置 		外国人を含めた企業・開業支援のため、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。
					<ul style="list-style-type: none"> ・定款認証を行う公証人の柔軟な配置 		公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化
					<ul style="list-style-type: none"> ・創業人材等の多様な外国人の受入促進 		創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準を緩和
					<p>医療・介護福祉機器等の開発を加速するため、関係者が一体となって、国内に類を見ない巨大な治験フィールドとして「ひろしまヘルスケア実証フィールド」を構築しているが、新たな医療機器等の製造販売承認にあたって必要な、PMDA(独立行政法人医薬品医療機器総合機構)の審査に長期間を要している。</p>	薬事法第14条第3項及び第7項	特区内での実証を踏まえて開発された医療機器等について、製造販売承認申請に関する薬事相談の受付や審査を優先的に行う。
					<p>国においては、「成長志向の法人税改革」を掲げ、これまでも法人税の引き下げを行い、更に20%台を目指すとしてされているが、特区における更なる引き下げを行う。</p>	法人税法第66条	創業期(創業後5年間等)における法人税の更なる引き下げ
					<p>法人税の算定に当たり、補助金は益金に算入されるが、固定資産に係る補助では、法人税が増となるケースがある。</p>	法人税法基本通達	一定の目的に係る補助金を益金不算入とする。
<p>【高度人材の集積】</p> <p>ビッグデータの分析やビジネスへの活用には、それを担うことのできる高度人材の集積が不可欠である。本県では、大都市圏を中心に多く存在するプロフェッショナル人材の県内企業への受入を促進するため、全国初の取組としてプロフェッショナル人材戦略拠点を設置している。これに加えて外国人が働きやすい環境を整備することで、より多彩な人材の集積を促進し、県内でのイノベーション創出を促進する。</p>	<p>高度人材外国人の認定に係るポイント項目として、「イノベーションを促進するための支援措置を受けている機関における就労」があるが、対象とされる支援措置は限定列挙されている。</p> <p>外国人が家事使用人を雇用・帯同できる要件の一つとして人数制限(1人)がある。</p>	<p>法務省告示(出入国管理及び難民認定法)</p>	<p>ポイント付与の対象となる「イノベーションを促進するための支援措置」に広島県の創業・イノベーション創出に係る事業等を追加 例)ひろしまイノベーション推進機構による出資 ひろしま医療関連産業創出支援事業費補助金 等</p> <p>高度人材における入国帯同型以外において家事使用人を雇用する場合、人数制限を緩和する。</p>				
<p>【規制改革メニューの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人家事支援サービスの提供 	国家戦略特別区域法	特区内において、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化					